

議案第 1 号

米子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の
制定について

米子市教育委員会公印規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会公印規則（平成17年米子市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	後	正	改	正	前																						
	<p>(電子刷込公印)</p> <p>第10条 別表第1の8の項に規定する米子市教育委員会印及び同表の9の項に規定する米子市教育委員会教育長印は、電子計算機に記録された<u>これらの公印の印影を、プリンタによりこれらの規定の使用区別の欄に掲げる文書に打ち出して使用する。</u></p> <p>2 [省略]</p> <p>3 電子刷込公印の管守者及び電子刷込公印の印影を出力するプリンタの主管課長は、当該電子刷込公印の不正使用及び当該電子刷込公印を使用する文書の偽造を防止するために、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>[削除]</p>				<p>(電子刷込公印)</p> <p>第10条 別表第1の8の項に規定する米子市教育委員会印は、電子計算機に記録された当該公印の印影を、プリンタにより<u>同項の使用区別の欄に掲げる文書に打ち出して使用する。</u></p> <p>2 [省略]</p> <p>3 電子刷込公印の管守者及び電子刷込公印を出力するプリンタの主管課長は、当該電子刷込公印の不正使用及び当該電子刷込公印を使用する文書の偽造を防止するために、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>4 第5条の規定による電子刷込公印の登録については、<u>当該電子刷込公印の印影を出力するプリンタごとに行うものとする。</u></p>																						
別表第1（第3条、第9条、第10条関係）																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>書体</th> <th>使用区分</th> <th>管守者</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 [省略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 米子市教育委員会教育長印(電子刷込公印)</td> <td>(3)</td> <td>方20</td> <td>れい書</td> <td>就学援助に関する文書 特別支援教育就学奨励費に関する文書</td> <td>政 こども 策課長</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管守者	個数	1～8 [省略]							9 米子市教育委員会教育長印(電子刷込公印)	(3)	方20	れい書	就学援助に関する文書 特別支援教育就学奨励費に関する文書	政 こども 策課長	1					
名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管守者	個数																					
1～8 [省略]																											
9 米子市教育委員会教育長印(電子刷込公印)	(3)	方20	れい書	就学援助に関する文書 特別支援教育就学奨励費に関する文書	政 こども 策課長	1																					
	10 [省略]																										

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 1 号参考資料

米子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(改正理由)

令和 4 年度から就学援助システムを導入することに伴い、就学援助等に関する文書に電子刷込公印を使用することとするため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 就学援助に関する文書及び特別支援教育就学奨励費に関する文書に使用する米子市教育委員会教育長印（電子刷込公印）を新たに定めることとする。（改正後別表第 1 の 9 の項関係）

使用する公印

名称 米子市教育委員会教育長印（電子刷込公印）

様式 (3)

寸法 方 20 ミリメートル

管守者 こども政策課長

個数 1 個

- 2 電子刷込公印の登録に関する事務の見直しに伴い、当該登録に関する規定を削除することとする。（第 10 条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとする。